

介護保険の給付対象とならないサービスの利用料金

当施設が提供するサービスの中で、介護保険の給付対象とならないサービスをご利用になられた場合は、利用料金の全額(実費)をご負担いただきます。



■ 特別な食事【利用料金】 要した費用の実費

入所者の選択による外食または注文食、行事食など通常の食事の提供に要する費用の額では困難な場合は実費をご負担いただきます。

■ 理美容代【利用料金】 実費500円～2,000円／1回

理容師の出張サービスによる理髪サービス(顔剃り及び理髪)をご利用いただけます。

■ 介護給付の支給限度額を超えるサービス

介護給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、介護給付費(通常9割分)の給付が受けられないため、サービス利用料金の全額(10割分)が入所者の負担となります。

■ クラブ活動 ※ 材料費等の実費相当分をご負担いただきます。

利用者のご希望により、クラブ活動に参加していただくことができます。

■ 複写物の交付【利用料金】 1頁につき：11円

施設が交付する書類以外のサービス提供に関する記録などの複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

■ 電気(コンセント)使用量【利用料金】 1日につき：55円／1台

個人で使用する電気製品(テレビ、電気毛布等)をお持ちになり使用する場合に、ご負担いただきます。

■ 行事参加費 ※ 行事に係る費用(交通費等)を参加人数にて按分します。

利用者のご希望により、行事に参加していただくことができます。

■ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、入所者の日常生活に要する費用で、入所者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

■ 医療費について

医療機関に受診・入院された場合の治療費や薬代は、実費負担となります。

■ その他

*おむつ代は利用料金に、おやつ代は食費に含まれています。

利用料金のお支払い方法

当施設で提供するサービスの料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月月末に請求書を発行いたします。基本的には、口座振替でお願いしていますが、ご都合により指定口座への振り込みも可能です。詳しくは、ご利用開始時に説明させていただきます。

この料金表は令和6年1月1日より適用されておりますが、介護保険法の改定や当施設における実費用の見直し等により変わることがございますので、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

《お問合せ》 048-540-6699 (代表)

〒365-0022 埼玉県鴻巣市郷地1746-1 介護老人福祉施設ころのすたんぽぽ翔裕園

